

資料 3

標準情報 (TR)

TR

Z 0 0 1 1 : 2002

廃棄物固化化燃料

Densified refuse derived fuel

1. 適用範囲 この標準情報 (TR) は、可燃性廃棄物を主原料として、圧縮成形、押出成形などによって固化化した燃料（廃棄物固化化燃料、以下“RDF”という。）で、適切な燃焼施設で適切に燃焼させることを前提として製造されたものについて規定する。

ただし、ブロック状にしたもの及び高炉還元剤などとして使用されるチップ状のものは含まない。

備考 RDF の適切な燃焼施設及び適切な燃焼条件については、”廃棄物の処理及び清掃に関する法律”に基づく施行令及び施行規則に準じた構造及び燃焼条件とすることが望ましい。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この標準情報に引用されることによって、この標準情報の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 7507 ノギス

JIS B 7516 金属製直尺

JIS K 6900 プラスチック用語

JIS Z 7302-1 廃棄物固化化燃料—第1部：試験方法通則

JIS Z 7302-2 廃棄物固化化燃料—第2部：発熱量試験方法

JIS Z 7302-3 廃棄物固化化燃料—第3部：水分試験方法

JIS Z 7302-4 廃棄物固化化燃料—第4部：灰分試験方法

JIS Z 7302-5 廃棄物固化化燃料—第5部：金属含有量試験方法

JIS Z 7302-6 廃棄物固化化燃料—第6部：全塩素分試験方法

JIS Z 7302-7 廃棄物固化化燃料—第7部：硫黄分試験方法

JIS Z 7302-8 廃棄物固化化燃料—第8部：元素分析試験方法

JIS Z 7302-9 廃棄物固化化燃料—第9部：かさ密度試験方法

JIS Z 7302-10 廃棄物固化化燃料—第10部：粉化度試験方法

3. 定義 この標準情報で用いる主な用語の定義は、JIS K 6900、JIS Z 7302-1 の 3. (定義) 及び JIS Z 7302-2 の 3. (定義) による。

4. 形状及び寸法 RDF の形状は、ほぼ円柱状とし、寸法は 8.1 によって測定し、長さ 10 ~ 100mm 及び直径 10 ~ 50mm とする。ただし、受渡当事者の協定がある場合は、これ

以外の形状及び寸法のものでもよい。

5. 品質 R D Fは、8.によって試験を行い、5.1及び5.2の規定に適合しなければならない。

5. 1 発熱量・水分・灰分 発熱量・水分及び灰分の品質は、表1による。

表1 R D Fの品質

項目	品質	適用箇条
発熱量	12.5MJ / kg 以上	8.2
水 分	10 %以下	8.3
灰 分	20 %以下	8.4

5. 2 金属含有量・全塩素分・硫黄分・窒素分・かさ密度・粉化度 金属含有量、全塩素分、硫黄分、窒素分、かさ密度及び粉化度の規定値は定めないが、試験した値を報告する。ただし、受渡当事者の協定がある場合は、それによることができる。

6. 原料

6. 1 主原料 R D Fの主原料は、一般廃棄物及び産業廃棄物とし、その組成割合を報告する。

6. 2 添加剤 R D Fに酸化カルシウム又は水酸化カルシウムを添加した場合は、主原料に対する添加率からR D Fの含有率（質量百分率）を求めて報告する。

7. 試料

7. 1 試料 8.1、8.9及び8.10に用いる試料は、JIS Z 7302-1の6.1（サンプルの採取方法）によってサンプリングしたもの用いる。

7. 2 調製した試料 8.2～8.8に用いる試料は、JIS Z 7302-1の6.1（サンプルの採取方法）、6.2（サンプルの粉碎方法）及び6.3（試料の縮分方法）によって調製したものを用いる。

8. 試験方法

8. 1 寸法 直径はJIS B 7507に規定するノギスを用いて、長さはJIS B 7516に規定する金属製直尺又はこれと同等以上の精度をもつものを用いて、ミリメートルのけたまで測定する。

8. 2 発熱量 発熱量は、JIS Z 7302-2によって試験し、総発熱量を求める。

8. 3 水分 水分は、JIS Z 7302-3によって試験し、その質量百分率を求める。

8. 4 灰分 灰分は、JIS Z 7302-4によって試験し、その質量百分率を求める。

8. 5 金属含有量 金属含有量は、JIS Z 7302-5によって試験し、全水銀、カドミウム、

鉛、アルミニウム、全クロム、ひ素及びセレンの含有量 ($\mu \text{ g/g}$) を求める。

8. 6 全塩素分 全塩素分は、JIS Z 7302-6 によって試験し、その質量百分率を求める。

8. 7 硫黄分 硫黄分は、JIS Z 7302-7 によって試験し、その質量百分率を求める。

8. 8 窒素分 窒素分は、JIS Z 7302-8 によって試験し、その質量百分率を求める。

8. 9 かさ密度 かさ密度は、JIS Z 7302-9 によって試験し、単位 (g/cm^3) で表す。

8. 10 粉化度 粉化度は、JIS Z 7302-10 によって試験し、その質量百分率を求める。

9. 報告 報告には、必要に応じて次の事項を記入する。

a) 総発熱量又は真発熱量

b) 水分

c) 灰分

d) 全水銀、カドミウム、鉛、アルミニウム、全クロム、ひ素及びセレンの含有量

e) 全塩素

f) 硫黄分

g) 窒素分

h) かさ密度

i) 粉化度

j) 原料の区分（一般廃棄物及び／又は産業廃棄物）及び原料の組成割合（紙・布類、プラスチック・ゴム・皮革類、木・竹・わら類、ちゅうかい（厨芥）類、不燃物類、その他の質量百分率）

k) 酸化カルシウム又は水酸化カルシウムを添加した場合は、RDF 中の酸化カルシウム又は水酸化カルシウムの含有率（質量百分率）

10. 表示 RDF の包装、容器又は送り状には、次の事項を表示する。

a) 名称

b) 寸法

c) 質量

d) 製造業者名又はその番号

e) 製造年月又はその記号